

東京農工大学学生懲戒規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則            (懲戒等の対象となる行為)            第3条 懲戒等の対象となる行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 犯罪行為</li> <li>(2) ハラスメント行為</li> <li>(3) 試験等の不正行為</li> <li>(4) 研究倫理に反する行為</li> <li>(5) 情報倫理に反する行為</li> <li>(6) 本学の規則等に違反する行為</li> <li>(7) その他本学の名誉・信頼を失墜させる等の学生の本分に反する行為</li> </ol> <p>(新設)</p>	<p>本則            (懲戒等の対象となる行為)            第3条 懲戒等の対象となる行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 犯罪行為</li> <li>(2) ハラスメント行為</li> <li>(3) 試験等の不正行為</li> <li>(4) 研究倫理に反する行為</li> <li>(5) 情報倫理に反する行為</li> <li>(6) 本学の規則等に違反する行為</li> <li>(7) その他本学の名誉・信頼を失墜させる等の学生の本分に反する行為</li> </ol> <p><u>2 前項第1号及び第2号に掲げる行為には、国立大学法人東京農工大学ハラスメント・性暴力等の防止及び対策等に関する規程第3条第2号に規定する性暴力等を含む。</u></p>	<p>「性暴力等」について追記するため</p>

附 則 (令和6年1月29日教規程第53号)  
 この規程は、令和6年1月29日から施行する。